

基本目標 3 安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

基本策

1. 地域ぐるみの防災・防犯体制の充実
2. 福祉に関する情報提供の充実
3. 地域活動などの連携強化
4. 地域の基盤組織の育成・強化
5. 自由に外出できる環境とバリアフリーのまちづくり



市民地域

- ・困っている人がいたら声をかけます。
- ・避難訓練に参加するとともに、避難場所や避難所の設備について確認します。
- ・隣近所の人ちょっとした変化に気づけるような関係づくりに努めます。

社協

- ・災害ボランティアの事前登録についての呼びかけをします。
- ・災害発生時、災害ボランティアセンターを立ち上げる運営体制を整備します。
- ・世代に応じた媒体や手段を工夫し、情報提供に努めます。
- ・地域全体の活力となるよう、様々な交流事業に取り組みます。
- ・福祉教育を実施し、心のバリアフリーについて福祉意識を育みます。

行政

- ・緊急告知端末器などを活用し、迅速かつ着実に市民に情報を発信します。
- ・警察など関係機関と連携して、悪徳商法などに関する被害の防止に努めます。
- ・広報紙やホームページ、井原放送、SNSなど様々な広報媒体を活用します。
- ・行政、社会福祉協議会、NPO、企業、市民など、様々な主体が連携し、地域課題解決に向けて協働で取り組みます。
- ・持続可能かつ効率的で利便性の高い公共交通体系の構築に取り組みます。
- ・ユニバーサルデザインの考えを踏まえた市内のバリアフリー化に努めます。

関係機関との連携

本計画の推進にあたり、市民や民生委員・児童委員、地区まちづくり協議会、自治会、ボランティアなど、関係団体との連携強化を図り、計画の推進につなげます。



第2期 井原市 地域福祉計画・地域福祉活動計画 〔概要版〕

令和7年3月

発行

井原市 電話：0866-62-9516
井原市社会福祉協議会 電話：0866-62-1484

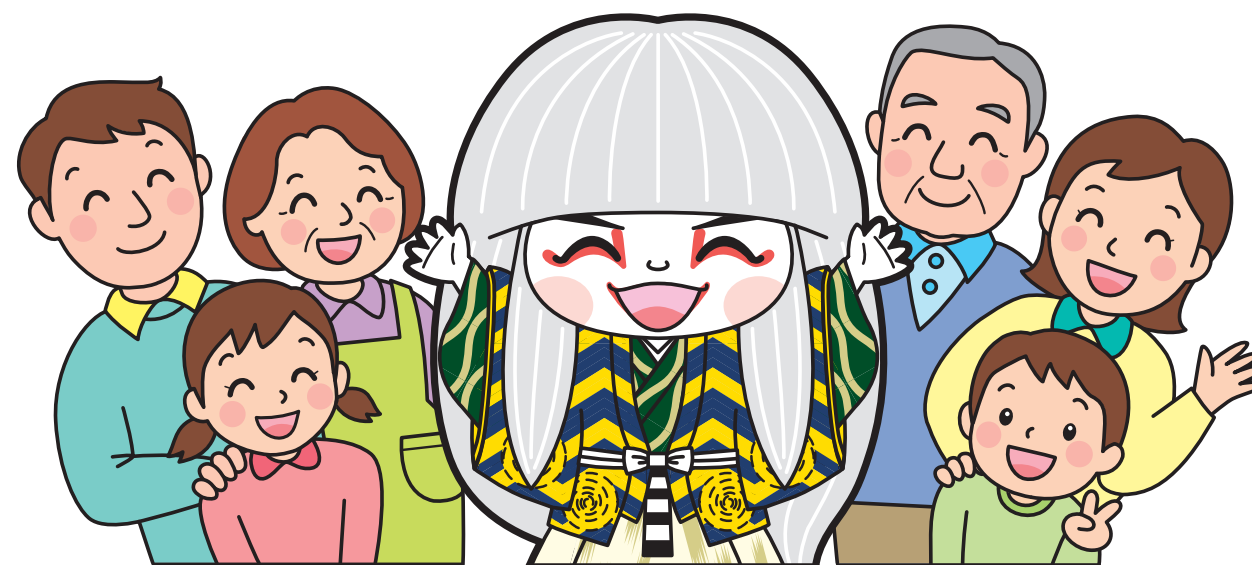
第2期 井原市 地域福祉計画・地域福祉活動計画 《概要版》

基本理念

地域で支え合う あたたかいまち 井原

誰もが自分の住む地域で安心して暮らしていくためには、その地域の人々の支援が欠かせなくなっており、身の周りの地域の問題や課題を自分のこととしてとらえ、市民と地域、社会福祉協議会、行政がともに取り組むための仕組みづくりが必要とされます。

その仕組みをつくるための計画書が「井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画」です。



井原市・井原市社会福祉協議会

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、国・県の動向や社会情勢などの変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。

計画の位置づけ

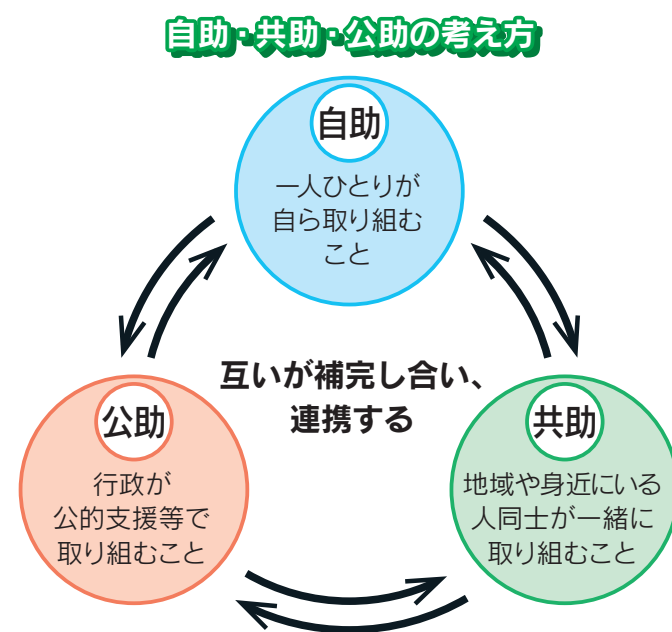
本計画は、総合的な観点から地域福祉を推進するため、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。また、市民やボランティア、NPO法人などの民間団体が自主的に取り組む実践計画として、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を定めるものです。

福祉の総合的な計画となることから、市の上位計画である「井原市第7次総合計画後期基本計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るとともに、「再犯防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、策定しました。

地域共生社会に向けて

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、様々な取組を進めていくことが求められています。そのためには、行政や社会福祉施設などによる福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人々への見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

右図のように、「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、市民・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが大切です。



計画の基本理念と基本目標

計画の基本目標として、次の基本理念と3つの基本目標を設定します。

基本理念 地域で支え合う あたたかいまち 井原

- 基本目標 1** 地域でふれあい支え合う 「ひとづくり」
- 基本目標 2** 利用しやすい福祉サービスの 「仕組みづくり」
- 基本目標 3** 安全・安心な生活を送ることができる 「環境づくり」

基本目標 1

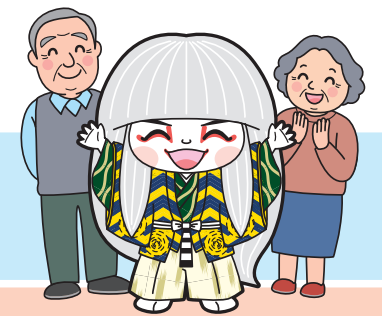
地域でふれあい支え合う 「ひとづくり」

基本施策

1. 地域福祉の啓発活動の推進
2. 地域福祉を支える人材の確保と育成
3. 市民参画の地域活動の促進

市民地域

- ・地域に関心を持ちます。
- ・地域の行事に積極的に参加します。
- ・ボランティア活動に参加します。



社協

- ・必要な情報が届くよう情報発信に努めます。
- ・福祉に関するイベントを開催し、幅広い世代に地域福祉への意識の向上を図ります。
- ・ボランティアセンター事業の充実を図ります。
- ・地域住民などと連携し、地域福祉の新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- ・地域の活性化を図るため、研修や交流の機会を提供します。

行政

- ・市広報やホームページ、SNSなどで福祉についての情報を発信します。
- ・市民を対象に実施している出前講座を継続し、福祉についての理解を深めます。
- ・地域の次世代リーダーを育成するため、各種の研修や講座を実施します。
- ・認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成講座などを実施します。
- ・地区公民館や市民活動支援センターなどの地域拠点で、市民参画を促進します。

基本目標 2

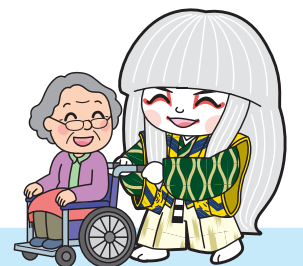
利用しやすい福祉サービスの 「仕組みづくり」

基本施策

1. 多様な生活課題に対応する重層的支援体制の構築
2. 市民同士の交流機会の推進
3. 地域での見守り・支え合い活動の推進
4. 質の高い福祉サービスの提供
5. 社会的に援護が必要な人の支援

市民地域

- ・隣近所で、支え合いの意識を持ち、見守りや声かけに努めます。
- ・困った時や悩んだ時、何か情報が欲しい時は、相談窓口を利用します。
- ・支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へつなげます。



社協

- ・誰もが相談できる窓口や、支援体制を整えます。
- ・身近な場所に集いの場ができるよう、サロン等を推進します。
- ・見守りの必要性の周知や啓発に努めます。
- ・フードバンク活動により、生活困窮者の支援をします。
- ・各種団体や機関と連携するよう努めます。

行政

- ・地域包括ケアシステムの推進や障害福祉サービスの充実に取り組みます。
- ・子育て世代のニーズの把握に努め、保育サービスの充実を図ります。
- ・地区公民館を活用した活動が行えるよう支援します。
- ・民生委員・児童委員や愛育委員などによる地域福祉活動を支援します。
- ・不登校、その他の教育問題に悩む児童・生徒の相談を実施します。
- ・成年後見制度利用支援、生活困窮者自立支援、再犯防止対策を推進します。